|  |
| --- |
| **「府民サービス」と「負担」の状況** |

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

　府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんに負担していただいているものです。

　財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、令和２年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況について、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源を中心に説明します。

**■府の予算と財源の構成・使いみち**

大阪府の予算のうち、一般財源は76％を占めています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

　一般財源の構成は、府民の皆さんに直接負担していただく府税収入が67％を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も21％を占めています。なお、交付税や国庫支出金などは、国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形で府民の皆さんに負担していただいているものです。

　一般財源の使いみちは、国保・後期高齢者医療関係費や介護給付費負担金などの福祉・健康医療分野が28％、教職員費や私学関係助成などの教育分野が21％、警察職員費や犯罪捜査費などの警察分野が13％などとなっています。

**一般財源の使いみち**

**財源の構成**

（単位:億円）

（単位:億円）

※１　府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補塡債は含まれていません（ここでは「一般財源」の「交付税等」に含める）。なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100％（臨時財政対策債）又は75％（減収補塡債）が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※２　「その他」には、地方譲与税や市町村たばこ税府交付金の税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金などが含まれます。

※３　（ ）内の数値は一般財源における構成比率となっています。

「税関連歳出」は、税関連の交付金、還付金など。

「その他」は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、政策企画費、府民文化費など。

**■府税の負担の状況**

　一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。その中で、広く府民の皆さんに負担していただいているのが府税であり、その主要な税目が法人二税（法人府民税及び法人事業税）、地方消費税及び個人府民税です。これらの税目について、一世帯あたり、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

**◇法人府民税**

総額 563億円 ○均等割　 163億円／対象 24.9万法人 ⇒　一法人あたり 　6.5万円

○法人税割　400億円／対象 10.2万法人 ⇒　一法人あたり　39.2万円

税額は、「均等割」については資本金等の額に応じて2万円～160万円、「法人税割」については、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は法人税額の5％又は6％、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分は3.2％又は4.2％、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分は1％又は2％です。

**◇法人事業税**

総額 3,746億円 ○外形標準課税　 1,554億円／対象 0.8万法人　⇒ 一法人あたり 2,008.3万円

○所得（収入）割 2,192億円／対象 10.2万法人　⇒ 一法人あたり 　215.3万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が１億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与額等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得（収入）割は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度分は所得の1.69～5.78％、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分は所得の2.39～7.18％、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分は1.755～7.18％、平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分は0.395～7.18％、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分は0.495～7.48％が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額を算定し、上記期間でそれぞれ0.7～0.765％、0.9～0.965％、0.9～0.965％、0.9～0.965％、1.0～1.065％が税額となります。ただし、電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人は収入のほか、付加価値額、資本金等の額に対して、資本金又は出資金の額が1億円を超えない法人は収入と所得に対して、一定の割合で税額が決定します。

**◇地方消費税**

総額 4,067億円 ○総額　4,067億円／対象世帯数　411万世帯　⇒　一世帯あたり　9.9万円

消費税率10％のうち、地方消費税は2.2％（軽減税率分は8％のうち、1.76％）となります。平成30年度から地方消費税清算特別会計を設置して、府民の皆さんの消費に相当する税額（最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算した額）を計上しています。

**◇個人府民税（均等割・所得割）**

総額 2,749億円　○総額2,749億円／　対象人口　882万人　⇒　　　　人口一人あたり　3.1万円

○　　〃　 　 ／納税義務者　415万人　⇒　納税義務者一人あたり　6.6万円

個人府民税の中には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される｢所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

●均等割　年1,800円／人

・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、

　平成26年度から令和5年度までの間、臨時の措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円が加算されています。

・新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から令和5年度までの8年間、均等割の税率に300円が加算されます。

●所得割　（前年所得金額－所得控除額）×税率４％－調整控除額－税額控除額

・指定都市に住所を有する場合にあっては２％となります。

※税額や人数、法人数は概数表記であり、負担額の平均値は別に計算しています。税額は令和2年度当初予算、府内の人口は令和2年4月1日現在、

納税義務者数は令和元年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は平成30年度末の数値です。

**【参考】府 民 所 得 と 府 税 負 担 の 状 況**

